

暴風警報解除後の台風時給食提供マニュアル

令和元年7月19日作成

台風襲来時における宜野湾市の学校給食センター給食業務については、概ね次のような対応を行うこととする。

1 台風襲来前の準備作業

(1) 2日前

文書「台風時の学校給食の取扱について」により各学校に通知

※ 通知日は目安。襲来予測日が月曜日の場合、前週金曜日に通知の場合もある。

(2) 前日

台風時の代替メニュー変更作業
各センター栄養士が食材納入業者と調整し、当日メニューの変更作業を行い、各学校に通知（主食の変更例：パン又はご飯→雑炊又は炊込み御飯等）

※ 通知日は目安。襲来予測日の2、3日前の通知の場合もある。

当日勤務体制及び作業工程等についてシミュレーションを行う。

2 台風当日の給食業務

(1) 朝7時00分までに暴風警報が解除となった場合

給食あり

暴風警報解除後又は暴風警報発令中であっても路線バスの運行再開があった場合には、職員は遅滞なく出勤

※ 食材納入業者・学校等からの問合せに対応

調理作業前施設設備の点検・清掃・消毒等業務
(特に念入りに点検等を行うこと。)

- ・施設構内の清掃作業
- ・施設及び設備の確認・・・稼働（破損）状況の確認
- ・施設及び設備の清掃・消毒作業

調理等業務（食材検収・下処理・調理・配缶・配送）

※ 給食配達時刻は、通常時よりも遅れる場合がある。
その際、各学校に連絡を入れる。

【留意事項】

当日の点検により、施設及び設備の不具合等、停電等やその他の不測の事態により給食提供ができないと判断した場合には、指導部長の指示の下、速やかに各受配校及び教育委員会に連絡する。

(2) (1)以降に暴風警報が解除となった場合

給食なし

職員は遅滞なく出勤し施設点検及び清掃・消毒等の後、翌日の給食準備作業を行う。

※ 食材納入業者・学校等からの問合せに対応